

■第 1 回村上市森づくり基本計画策定委員会（令和 2 年 11 月 19 日開催）における主な意見とその対応

第 1 回委員会における主な意見	意見への対応
(1) 森づくり基本計画について	
① 「森づくり」という言葉を聞いた時に具体的なイメージがつきにくい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林環境譲与税の創設を契機に、今後村上市における森林・林業の振興を行うため、具体的な方向性を定めることを目的として、親しみやすい言葉として「森づくり」を用いている。 ・ 委員会では川上、川中、川下のそれぞれの立場から村上市の森林・林業の現状と課題、望ましい姿についてご意見を頂戴したいと考えている。
② 委員の役割として、計画骨子案の具体的な取り組み内容についてコメントすることを想定しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の皆様の意見と情報をもとに、より具体的な取り組み内容について検討したいと考えている。
③ 今後は意向調査等を順次実施していくこととなるが、どこをいつどの程度の規模で実施するか、大まかでも予算配分のイメージを持つ必要がある。森づくりは循環した事業である必要があるため、これについても計画に盛り込んでいくとともに、目標林型やゾーニング区分に組み込んでいく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を参考に、今後の計画について検討を進めていく。
④ 人材育成・担い手確保について、既存事業（新潟県農林公社や緑の雇用）とは別に村上市独自の取り組みを考えているのか。そのほうが議論の価値があるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を参考に、今後の計画について検討を進めていく。林業等に関する「人材育成・担い手確保」について今後必要となる具体的な取り組みを委員会において検討していく。
⑤ ゾーニング区分に関して、村上市森林整備計画ですでに決められているが、本計画におけるゾーニング区分の関係性はどのようなものか。また、今回定める新たなゾーニング区分について議論するという認識で良いか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の村上市森林整備計画におけるゾーニング区分は現況とあわない部分があると聞いている。今回の森づくり基本計画では、森林簿等や既存のゾーニング区分をもとに、森林経営管理制度を効率よく進めていくための検討を行うことを想定している。
⑥ 具体的な取り組みの中にはこれまでに村上市として実施したものがあると思われる。次回委員会までに、実施したものについては、それに関する反応等をレビューしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに実施している取り組みについて、第 2 回委員会において提示したい。
⑦ 人工林と天然林に誘導すべき森林の峻別について議論することになっているが、人工林の定義は人が手を加えたものということで樹種は問わないという認識で良いか。また、天然林に誘導すべき森林とは、針葉樹林なら針広混交林にするという認識で良いか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林と天然林に誘導すべき森林の峻別の対象は、基本的にはスギ林を想定している。天然林に誘導すべき森林は、条件が悪くて林業経営が難しいスギ林を針広混交林等に誘導していくことを想定している。
<p>⑧ 様々な問題点がある中で、山から木が出てこないという問題があり、地域内で木材が循環していないことが問題と考えている。基本計画の中に循環という考え方が入っていないと思われるが盛り込むべきではないか。</p> <p>⑨ 県産材利用の促進に関する記載の追加も検討してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を頂いたように、森林資源の循環利用の考え方や県産材利用の促進についても本計画に反映していきたい。

(2) 委員会のあり方について	
① 委員が意見を述べる時間がないほか、残りの委員会の回数も少ない。分野ごとのワークショップ形式や個別のヒアリング等を行ってはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の回数は変更できないことと、ワークショップ等では皆様のご都合を調整することも難しい可能性があるため、第3号委員の皆様には第2回委員会までに個別でヒアリングを実施してご意見を頂戴したい。
② 川上、川中、川下と様々な委員がいるが、各々の役割やどういったことを聞きたいのか、明確にしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> 第2回委員会までに皆様に個別ヒアリングを実施し、委員の皆様のご意見を個別に頂きたい。 本委員会では、林業に関わる川上、川中、川下のそれぞれの課題を抽出することで、今後必要な取り組み等について議論することを考えている。
③ 民間事業者であるため、投資をいかに効率良く回収するという考えがある。今回の計画は行政側のものか、民間のためのものか。	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、村上市の森林・林業の振興を目的としているほか、村上市の森林に係る環境の改善を目的としている。民間事業者の皆様がの課題や村上市の森林に関する政策の課題点を抽出し、本計画で改善策を検討することで、行政、民間の双方が良い方向へ向かうということを考えている。
(3) その他	
① 村上市内の製材工場数は12箇所または13箇所のどちらか。	<ul style="list-style-type: none"> 市内の製材工場の数は13箇所である。

■これまでに実施している主な取り組みと予算概要

区分	No.	補助金名称	開始年度	H28年度 予算額(千円)	H29年度 予算額(千円)	H30年度 予算額(千円)	R1年度(H31) 予算額(千円)	R2年度 予算額(千円)	森林環境譲与税 充当	交付予定先	補助事業等の内容
森林整備	1	民有林間伐推進事業補助金 村上市民有林間伐推進事業補助金	H23年度	28,498	26,069	23,315	20,400	20,400		森林組合等の林業事業者	民有林間伐の推進を図るため、間伐、除伐等の保育事業に対し、補助対象事業費の17%以内を補助。(別途、国・県補助制度があり。国・県補助への付け足し事業)
	2	村上市森林作業道整備事業補助金	H22年度	19,378	17,039	13,200	9,900	9,900		森林組合等の林業事業者	間伐施業のコスト低減による森林整備の推進、林業の振興が目的。間伐、除伐を目的とした森林作業道の開設事業に対し、補助対象事業費の22%以内を補助。(別途、国・県補助制度あり。国・県補助への付け足し事業)
	3	再造林推進事業補助金 村上市再造林推進事業補助金	H22年度	1,747	1,303	2,034	1,275	1,275		森林組合等の林業事業者	伐採後の再造林未済地の減少による森林吸収源機能の高度発揮、地域林業の振興を目的とし、伐採跡地において行う再造林事業に対し、補助対象事業費の22%以内を補助。(別途、県補助制度あり。国・県補助への付け足し事業)
	4	県単林道事業	H20年度	39,200	51,500	37,800	32,000	50,000		事業主体:村上市	災害で被災した林道や規格に満たない林道について、県の補助事業を活用し林道改良工事を実施。これにより、林道の機能向上と安全な通行を確保する。(県補助率45%)
木材利用	5	村上市公共建築物等における県産材利用推進に関する基本方針	H25年度	-	-	-	-	-			この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、新潟県が制定した「公共建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」に則し、村上市が整備する公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、公共建築物における木材の利用の目標に関する基本的事項等を定めたもの。
	6	村上市産材利用住宅等建築奨励事業補助金	H20年度	16,000	16,000	15,000	12,000	12,000		村上市産材を使用して木造建築物を建築する建築主	市産材(スギ及びヒノキ)の利用促進と林業の活性化を図るため、市内に建築される木造建築物1棟につき50万円以上の市産材購入費に対し、20%以内を補助。上限額30万円。(新潟県産材の家づくり支援事業との併用可能)
森林資源利用	7	林間ワサビ栽培奨励事業補助金	H27年度	1,200	500	450	450	300		林間ワサビ栽培に取り組む個人・団体	林間ワサビ栽培による特産林産物の生産振興により林業の活性化を図るため、継続的に栽培に取り組む者に対し苗木及び肥料の購入費用を補助。1申請あたり30万円を上限。
	8	漆栽培事業補助金	H29年度	-	500	500	300	110		市内の林業者又は林業者等で組織する市内の団体	漆栽培を行う者に対し、漆苗木、漆原木及び肥料等の購入経費の2分の1以内を補助。1申請上限30万円。
	9	きのこ王国支援事業補助金	H29年度	1,551	3,171	-	1,000	-		農業協同組合、森林組合、農林業者の組織する団体等	県のきのこ王国支援事業として実施する事業に対する補助。高品質化や低コスト化、作業の省力化に必要な機械及び施設整備、補助率2分の1以内(市の付け足しなし)
森林環境譲与税	10	経営管理意向調査	R1年度	-	-	-	8,188	8,527	○		森林環境譲与税を用いた計画的な森林整備を実施していくための意向調査で、今後継続して実施していく予定。
	11	森林整備事業(間伐)	R3年度 予定	-	-	-	-	-	○		意向調査、森づくり基本計画の策定後に実施する、経営に適さない森林の森林整備事業。
	12	航空レーザ計測及び資源解析	R2～R5年 予定	-	-	-	-	27,000	○		意向調査、森づくり基本計画の精度向上を目指しつつ、村上市における森林資源等を解析することで、森林整備の質の向上を目指す。
人材育成・PR活動	13	林業チャレンジ体験事業	H28年度	800	1,000	600	600	1,200	○		林業体験事業を開催し、日常生活において関わることのできない森林整備(川上)、木材の製材加工(川中)、木材の利用(川下)について学び、体験してもらうことで、林業の魅力、森林及び木材に対する興味を与え、新規就労のきっかけづくりを行う。なお、この事業については、平成29年度から村上岩船定住自立圏協定に基づき、関川村と共同で開催している。
	14	岩船林業振興祭の開催	S34年度	574	574	574	1,000	574	○		令和2年度で第61回目。岩船林業振興祭実行委員会と共催で開催している。緑化思想の普及及び森林整備の推進と林業の振興を図る目的で毎年開催している。
	15	木育推進事業(木製玩具の配布)	R1年度	-	-	-	382	2,100	○		第2次総合計画において、市民等の協力や役割として森林に親しむ「木育」活動の推進を掲げている。そこで、幼児期より木の手触り、香り、ぬくもり、質感等を感じてもらい、木に親しむ心を育てるため、村上市産の杉を使用した木製玩具(つみき)を誕生祝い品として配付。(対象者: H31.4.2生まれから)
	16	木育インストラクターの養成講座	R2年度	-	-	-	-	600	○		木のモノ・木のある暮らしの提案や創造と共に、地域で木育を推進していくリーダー(人)の養成を行う。
	17	市産材普及促進事業補助金	R3年度 予定	-	-	-	-	-	○	市内の木材関連業者及び木材関連業者等の組織する団体	市産材及び市産材製品のPR活動や流通活動に係わる経費を補助。市産材の普及に関する取組みに対する支援の強化を図る。令和3年度に新設予定。
	18	市産材PR用パンフレット作成	R3年度 予定	-	-	-	-	-	○		木材の普及啓発の取組みとして、令和3年度に市産材PR用のパンフレットを作成予定。

■第3号委員へのヒアリング結果概要の共有

1. 川上における問題点・課題など

(1) 森林整備全般に関すること

- ・国有林は植林から伐採までの循環のサイクルが成り立っているが、民有林では手入れがおろそかになっており、循環のサイクルが成り立っていないことが課題である。
- ・昔はスギに適したところにスギを植えてきたが、戦後の拡大造林以降、スギ林が増えすぎている現状がある。
- ・勾配が急でナラやブナ等の広葉樹があったところにまでスギを植えてきた。スギを植えすぎたために、間伐が間に合わなくなっている。
- ・林業経営に向く森林と向かない森林を分けてエリア区分し、計画的に森林整備を進めることも必要であろう。
- ・間伐は重要であるが、林道等の条件が良い森林は間伐よりも主伐と再造林を行うべきである。
- ・保安林は再造林が行われているが、それ以外の場所は再造林がされていないのではないか。
- ・森林経営計画が樹立されていない条件不利地では森林整備が進められていない。採算がとれない箇所については、現状では整備を積極的に行っていくことは難しい。

(2) 木材価格について

- ・村上市産材は使用されているが価格が安い。木材価格が低迷している。
- ・皆伐すると再造林が必要となってコストがかかるため所有者が伐採する気持ちにならない。
- ・木材価格の低迷により価格が伴わないため、主伐後の再造林を行われないことも問題である。
- ・スギ大径木は伐採や運搬にコストがかかる。
- ・木材の需要を喚起し、木材の価格が上がることで木材産業の振興のために最も効果がある。

(3) 路網整備について

- ・山に資源はあるが、それが出てこない。
- ・市内に良い材はあると思うが、道がなく、活用できていないことが問題であると考えている。山奥に植えているスギは出すことができない。
- ・今後の木材の利活用を考えた際、森から木を出すための林道が使用できるかどうか重要となる。
- ・林道はあるものの、利用しなくなったことで維持管理がされず、使用できない場所もある。
- ・林道の補修・維持管理はコンスタントに実施することが必要。
- ・昔は索道を用いて搬出していたが、現在は重機が主体であり林道がないと搬出が困難である。
- ・林道の開設や改良は森林整備をサポートする上で非常に重要である。
- ・民有林では幅員が細い林道が多く、大型車が入ることができない。大型トレーラーが入ることのできる規格が必要である。

(4) 森林情報や地形図について

- ・現状の森林簿は実態に合わない部分がある。
- ・森林整備計画で定められたゾーニングを変えることは難しいと考えられが、現状として、実態と合っていない山林が見られることが多い。
- ・通常の地形図では、急傾斜地が表現できていないこともあり、地形を詳細に表現できる航空レーザデータ等が有効であろう。

1. 川上における問題点・課題など

(5) 森林所有者、森林境界について

- ・山の境界がわからなくなっている。不在地主の問題もある。
- ・現在の所有者は先祖代々の山を知らない状況にあり、山に手をつけられないことが問題である。

(6) 担い手不足

- ・林業に携わる人口が減少している状況である。
- ・技術の伝承や世代交換が出来ていない。
- ・新人の育成に時間がかかることが多く、時間をかけても退職するケースがある。
- ・どの業界でも厳しいが、林業は特に厳しい。林業従事者が少なくなっている。林業のイメージの改善も必要である。
- ・機械の導入などで効率化を行うなど、林業に対するイメージの改善も必要。

(7) その他

- ・村上市は林業地ではあるが、県外に目を向けるとそのレベルは低い。
- ・民有林に精通している森林組合や行政が主導となって森林整備を進めていく仕組みの構築が必要。
- ・需要と供給のバランスが成り立っていないと思われる。山の価値を高める取り組みを積極的に行ってほしい。
- ・野生動物による獣害等も考慮し、里山の整備と奥山の広葉樹林化などを進めていく必要がある。
- ・架線集材の技術がなくなりつつあることも問題である。
- ・近年は植林が少なくなり、種苗業者自体も需要が少ないことから苗木をストックしていない状況となっている。

2. 川中における問題点・課題など

- ・村上市産材の量は多く、素材も悪くはないが、現在のニーズにあった技術に対応する製材所は少ない状況である。
- ・製材会社が大径木に対応できるかどうか問題である。製材所の規模が小さいと大径木の扱いは難しい可能性がある
- ・村上市産材の角材（乾燥材）などを頼んでもすぐに出ないことがあった。（新築、リフォームともに昔より工期が短いため）市産材（乾燥材）が欲しい時に手に入れば利用する。
- ・ある程度需要のある材は、乾燥させてストックしておいてほしい。
- ・製材場の規模がもう少し大きく、材をストックしていてくれるとありがたい。

3. 川下における問題点・課題など

(1) 建築業における木材の利用や需要等

- ・大工さんの数が減少しており、昔ながらの木材を活かしたこだわりのある建築は難しい。集成材が普及し、無垢材が使いづらくなっている。
- ・在来工法による家づくりも少なくなっている。
- ・住宅用材としての利用が減少している。木材を住宅に使っていても外見では見えないことも多い。そのため、木材を見せるための工夫やデザインが必要である。
- ・公共施設や事務所等の内装の木質化等の取り組みも必要。
- ・外壁などに板をはった住宅が見られるが、これらは定期的に補修が必要であり、市産材の利用の観点からは良いが、維持管理費がかかる。
- ・大径木については、現状の住宅のニーズに合わないため、あまり需要がない。
- ・外構部では国の補助（外構部の木質化の支援事業）もあり木材活用の可能性があると考えられるが、維持管理や耐久性から、現状ではほとんどがアルミフェンス等になっている。
- ・新築もリフォームも昔よりも工期が短い。そのため、材の準備ができていて、すぐに取り寄せて使用できるところから購入している状況。
- ・地産地消の観点からは市産材を使った家づくりをするのが最もよい。これに関する政策や補助も必要ではないか。

(2) 担い手不足や技術の伝承

- ・木材を用いた伝統的な家づくりなどでは技術の伝承が難しくなっている。
- ・職業訓練校の生徒も少なくなっており、技術を伝える場所もなくなりつつある。
- ・外壁に用いるスギ板の下見板張りという工法があるが、その技術も高齢化している。

(3) 市産材利用に対する補助について

- ・村上市産材利用住宅の補助があるものの、大手ハウスメーカーはこの補助を上回る値引きを行っている場合もある。
- ・市産材の利用に限定した補助など、強い制約がないと市産材の利用促進は難しいのではないかと考えられる。制約をつけることで利用が拡大すると考えられる。
- ・市産材を利用した工務店などにも補助を出すようにすることで市産材の利用が増えると考えられる。

4. 村上市の森林・林業全体に関する問題点・課題など

(1) 普及や教育について

- ・村上市は県内の4割の素材生産量がある林業地域であるが、このことを市民は知らない。
- ・昔は山のことや森のことを一緒に住んでいる親やおじいちゃん・おばあちゃんが子供に教えていて木材も身近にあった。近年では同居すること自体が少なくなり、親から代々伝えていくということがなくなった。親やおじいちゃん・おばあちゃんにかわって教え、伝えるための何らかのしくみづくりが必要ではないか。
- ・若い世代が家を作る際に木造や地元の木を使うこだわりがなくなっている。地元の木を利用するという考え方を普及させる必要があり、木育活動が重要である。
- ・林業振興祭を開催しているが、子供の頃から村上市の森林や林業について知ってもらうこと、教育することが大切である。

(2) 担い手不足

- ・業界全体としての問題点として、後継者がいないことがあげられる。

5. 村上市産材の強みやPRできること、今後の取り組みに関するアイデア等

(1) 村上市産材利用の良い点について

- ・山北地域の木材は強度があり材質が良い（急峻な地形に生育しているものが多いため、曲がりなど品質が良くない場合もある。）
- ・村上市産の木材は全国的に見ると普通の材であるが、ヤング係数（曲げ強度）は強いものが多い。
- ・強度だけではない強さ（耐候性や耐蟻性など）をアピールできると良いのではないかと。適材適所に材を使用するというのがポイントである。
- ・村上市産材は県内では年輪が緻密で強度が強いという特徴がある。
- ・越後杉ブランド認証材は審査が非常に厳しく、経費がかかった。その点、地域材は容易に使用ができる点が良い。
- ・村上市産材利用住宅など建築奨励事業は、車庫や作業場など木造建築物であれば住宅でなくても適用される点で良い取り組みである。

(2) 木材の活用について

- ・大径木の活用については、例えばスギの赤い部分だけを利用したフローリングなど、大径木ならではの利活用があるのではないかと。
- ・外構における木材の活用の際に、市産材を用いた外構作成キットなどを作成して販売してはどうか。
- ・村上市は広葉樹も多い。広葉樹を活用する際、その価値を感じて頂ける方がどれくらいいるかが課題となる。地域で開催されるお祭り等でのPR、活用も考えられる。
- ・県立少年自然の家など、公共事業による木材の活用が効果的である（県立少年自然の家はCLTパネルを構造材として使用している先進事例である）。
- ・木質系バイオマスの利用として薪ストーブ導入に対する補助や利用拡大があると良いと考えられる。ペレットが補助金対象となっているが、燃料としては薪の方が優れている。

(3) 林業のICT化、航空レーザ計測データの活用

- ・林業のICT化の方向性は良いと考えられる。境界明確化への利用や林業のイメージ改善にも役に立つ。
- ・航空レーザデータを活用したICT化は、今後対象とする山林が増えた際には効率化が図れると考えられる。とくに大規模に森林経営を行う場合には有用であろう。
- ・現地に行かずに森林の状態を判断する材料になるため、森林整備が拡大する可能性がある。

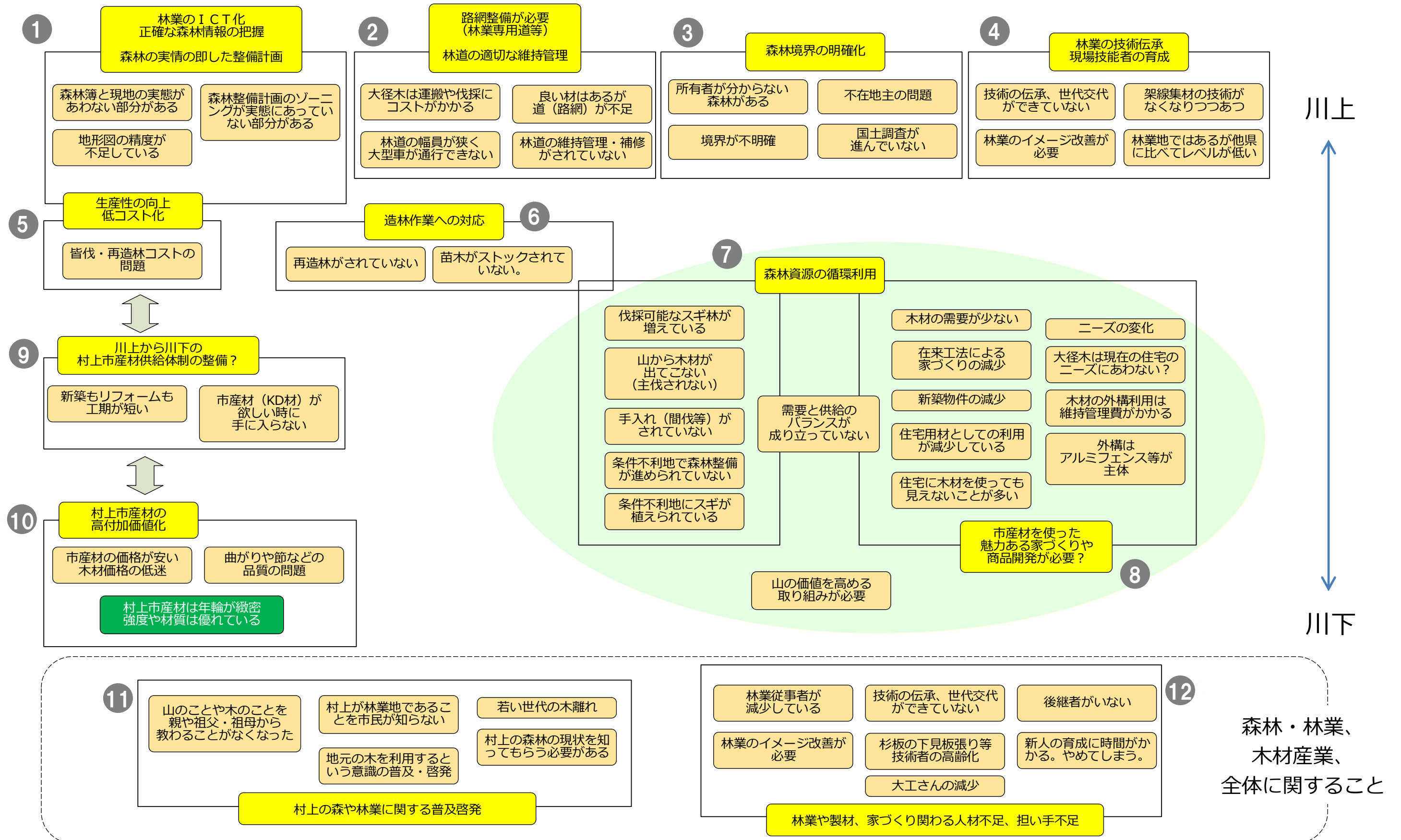
(4) 普及や教育に関するアイデア等

- ・学校教育（総合学習）等で木材の授業や木に触れ合う機会をつくることも必要。
- ・木育活動や、木材や関連した家づくりについての勉強会等を行うことが重要である。
- ・森林の現状を知ってもらう必要がある。ツアー型の勉強会や都会の人向けのサービスとして植樹の機会をつくるのはどうか。
- ・地域材利用促進のためのPRが必要である。広告や宣伝に関する補助があると良い。
- ・オークビレッジの例として、木のミュージアムのような一般の方々が木に触れ合う施設がある。そのようなものがあっても良いのではないかと。
- ・廃校を利用して木材と触れ合う施設などを企画することも木育活動として良い。
- ・林業のPRビデオをつくってはどうか
- ・市内の山林に公園のような遊び場も作ってみてはどうか。
- ・朝日地区にある高根集落のように地域おこしと森林を関連づけることも良い。

(5) 建設業界との連携

- ・林業の人材不足に対し、安全な作業であれば建設業のシルバー人材の活用も考えられる。そのほか、林業と建設業界のコラボレーションができればよいと思う。

問題点、課題のまとめと取り組みの方向性



林業経営に適さない森林（条件不利人工林）の抽出と目標林型について

1. 森林環境譲与税を用いた森林整備の概要

平成31年4月1日から「森林経営管理制度」がスタートし、森林の適切な経営や管理を進めることとしています。森林を適切に経営や管理していくために、

- ① 市は、森林所有者の皆さんに所有する森林を、今後どのように経営や管理をしていきたいか、意向を調査します。
- ② 森林所有者の皆さんが自ら森林の経営や管理を行うことが難しい場合、市が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつないだり、市が必要かつ適当と認める場合には、所有する森林の経営や管理を市が引き受けます。
- ③ お預かりした森林が林業に適した森林の場合は、林業経営者に管理を委託します。
- ④ 林業経営に適さない森林等については、市が管理を行います。経営管理意向調査の対象森林については、村上市森林整備計画区域内の森林（民有林）で、経営管理が行われていない森林であって、林業経営の効率化や森林の管理の適正化が図られるものを優先的に選定していきます。

「森林経営管理制度における村上市森林経営ガイドライン」（令和2年5月、村上市）等より抜粋

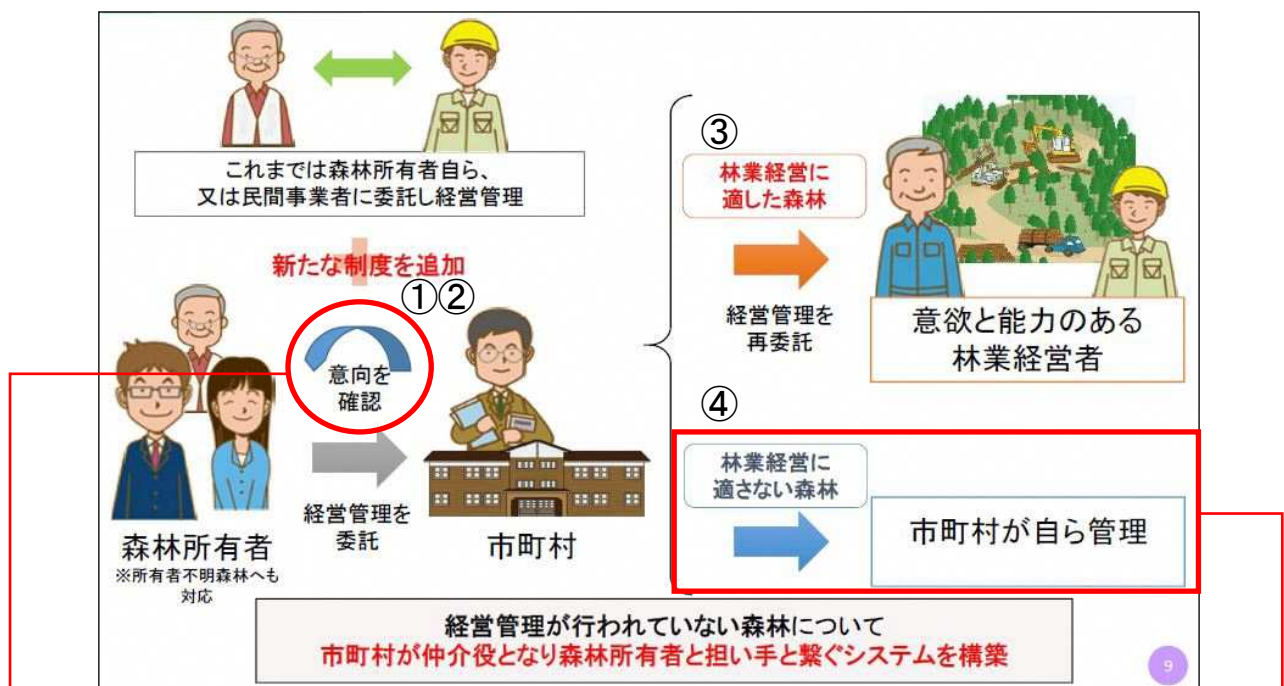
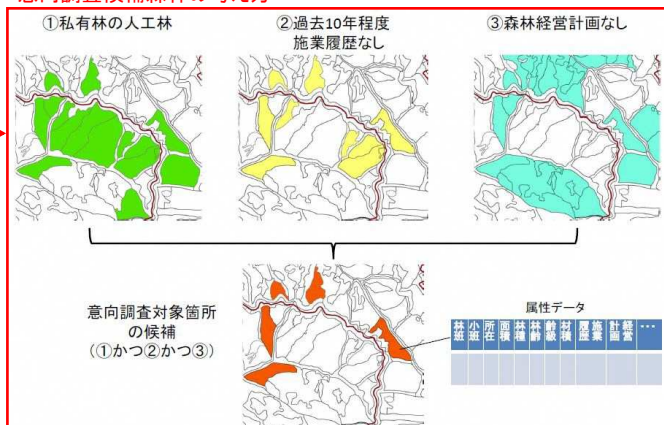


図 1-1 森林経営管理制度のイメージ

出典：林野庁

意向調査候補森林の考え方



出典：林野庁

林業経営に適さない森林（条件不利人工林）について、次頁以降に説明します。

2. 人工林（主にスギ林）を対象とした条件不利人工林の抽出

2.1 条件の設定

新潟県では「森林整備と財源のあり方検討委員会」において森林整備における公的関与の対象・範囲の考え方について検討されている。「平成30年度 第1回森林整備と財源のあり方検討委員会 報告書」（平成31年4月、新潟県）では、私有林人工林において、地形等の条件が悪いために林業として採算性が確保できず、所有者による管理が困難な森林として「条件不利人工林」の基準について以下のように整理されている。

- ・ 傾斜：25° 以上、
- ・ 林地生産力（5 m³/ha・未満）
- ・ 基幹路網からの距離：300m 以上

村上市では上記の基準を参考として、森林GISデータ（森林簿）に記載される数値及び森林環境譲与税の適用条件を考慮して、以下の条件を満たす人工林を林業経営に適さない森林（条件不利人工林）として、今後、天然林へ誘導すべき人工林として抽出した。

- ・ 傾斜区分 25° 以上、
- ・ 地利 2 以上※、
- ・ 森林経営計画未樹立、かつ直近 15 年以内に施業履歴がない森林

※：地利とは森林簿に記載される林道からの距離を示すものである。
地利 1（500m 未満）、地利 2（500～1000m 未満）、地利 3（1000～2000m 未満）、
地利 4（2000～3000m 未満）、地利 5（3000m 以上）

2.2 抽出単位の検討

前述した天然林へ誘導すべき林業経営に適さない森林（条件不利人工林）の抽出に際する評価単位として「施業枝番」、「小班」、「林班」の3案について、表 2-1 に各評価単位の特徴を整理した。

抽出単位は、施業履歴などの情報が集約されている「施業枝番」が評価の単位として最も適していると考えられたため、「施業枝番」を用いることとした。

表 2-1 抽出単位の特徴

抽出単位案	特徴	採用
施業枝番	傾斜情報が整理されており、施業履歴や森林経営計画の樹立状況などの詳細な情報を把握できる。	○
小班	地形の概ねの傾向が表現でき、評価単位として適していると考えられるが、森林経営計画や施業履歴が詳細に表現できない。	
林班	評価面積が大きいため、施業枝番や小班と比較して地形が反映されづらい。面的なまとまりは最も大きくなる。	

2.3 抽出する森林の種別

抽出対象とする森林は、森林 GIS データにおいて人工林として区分される森林を対象とした。対象となる人工林の内訳を表 2-2 に、村上市における人工林の分布状況を別添 2-1 に示す。

表 2-2 人工林の内訳

地区	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	キリ	その他針	その他広	ブナ
村上	1345.03	199.51	15.4	1.77	1.76	4.75	22.65	-
荒川	47.87	28.74	8.52	-	0.11	-	0.05	-
神林	1051.99	498.89	0.56	0.73	2.12	10.42	50.44	-
朝日村	5171.89	100.39	0.27	19.24	6.4	12.99	24.73	2.19
山北	8966.07	816.42	12.93	33.58	5.87	162.85	14.58	-
合計	16582.85	1643.95	37.68	55.32	16.26	191.01	112.45	2.19

2.4 抽出手法

2.4.1 地利

森林 GIS データに記載される地利を用いて評価を行うこととし、地利区分 1 (林道から 500m 未満) となる施業枝番を抽出した。

2.4.2 傾斜区分

森林 GIS データに記載される傾斜区分を用いて評価を行うこととし、斜面勾配 25~35° 以上となる施業枝番を抽出した。その際、25° 以上、30° 以上、35° 以上の 3 区分それぞれで抽出し、抽出された面積を整理した。

2.4.3 森林経営計画の樹立状況及び施業履歴

森林 GIS データ (2019 年) を用いて森林経営計画が未樹立な森林、最終施業年度が 2018 年から起算し、近年施業がされていない森林として 15 年間の間に施業履歴がない森林を抽出した。

2.5 抽出結果

前述した抽出方法を用いて選定した林業経営に適さない森林 (条件不利人工林) の抽出結果を表 2-3 に示す。

表 2-3 林業経営に適さない森林 (条件不利人工林) の抽出面積 (単位 : ha)

地区区分	全体面積	25° 以上	30° 以上	35° 以上
村上	1590.87	154.82	129.92	91.27
荒川	85.29	-	-	-
神林	1615.15	51.89	31.39	15.11
朝日村	5338.1	361.79	248.06	149.71
山北	10012.3	1520.22	1059.95	749.61
合計	18641.71	2088.72	1469.32	1005.7

※新潟県森林簿 (2019 年) を基に作成

3. 目標林型

3.1 目標林型の設定

林業経営に不向きであると考えられる森林については、今後、木材生産を主目的とせず、出来るだけ手のかからない森林への移行が望ましいとされている。

本計画では、前述した条件のもとに抽出した林業経営に適さない森林（条件不利人工林）に対し、将来的には天然林へ誘導する目標林型を設定した。

3.2 目標林型の検討

目標林型の検討にあたっては、「平成 30 年度 第 1 回森林整備と財源のあり方検討委員会 報告書」（平成 31 年 4 月、新潟県）を参考とした。

「平成 31 年度 第 1 回森林整備と財源のあり方検討委員会」（新潟県）に示される目標林型とその誘導のイメージを図 3-1 に示す。

林業経営に適さない森林（条件不利人工林）の多くを占めるスギ人工林では、公益的機能の維持・増進を図るため、間伐等を実施して林内に侵入した広葉樹が混交する状態を目標林型とし、将来的には多様で健全な天然林に誘導していくこととする。

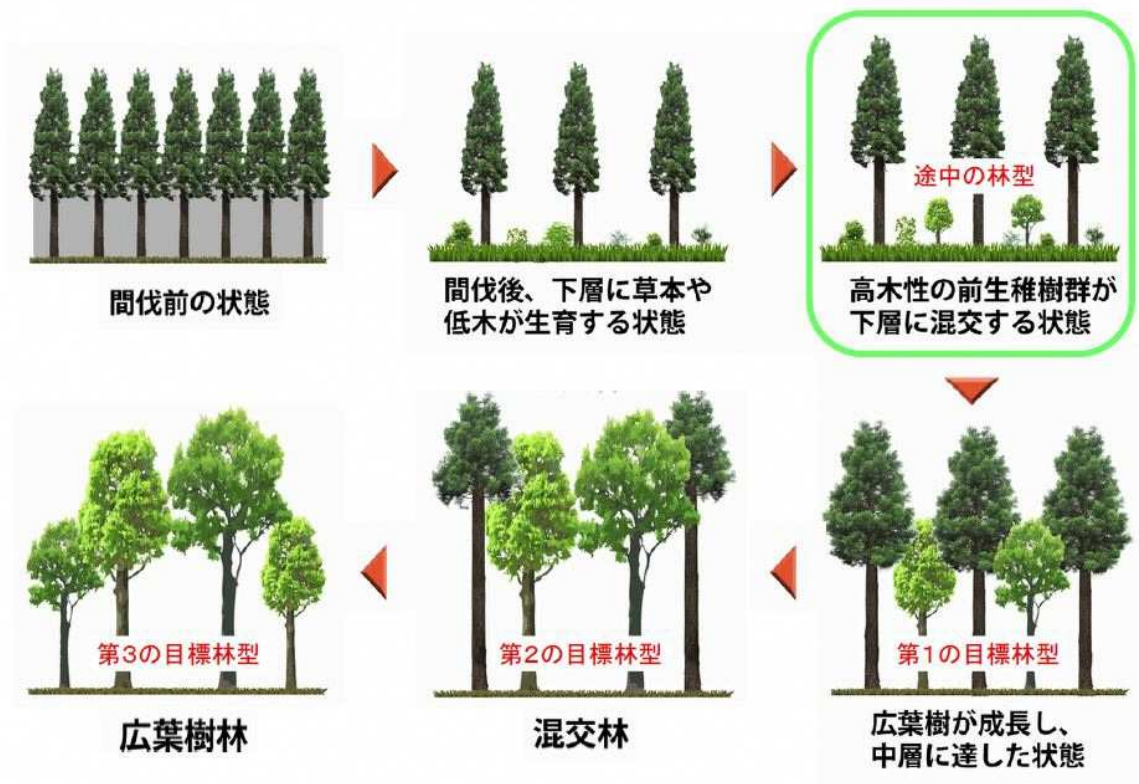


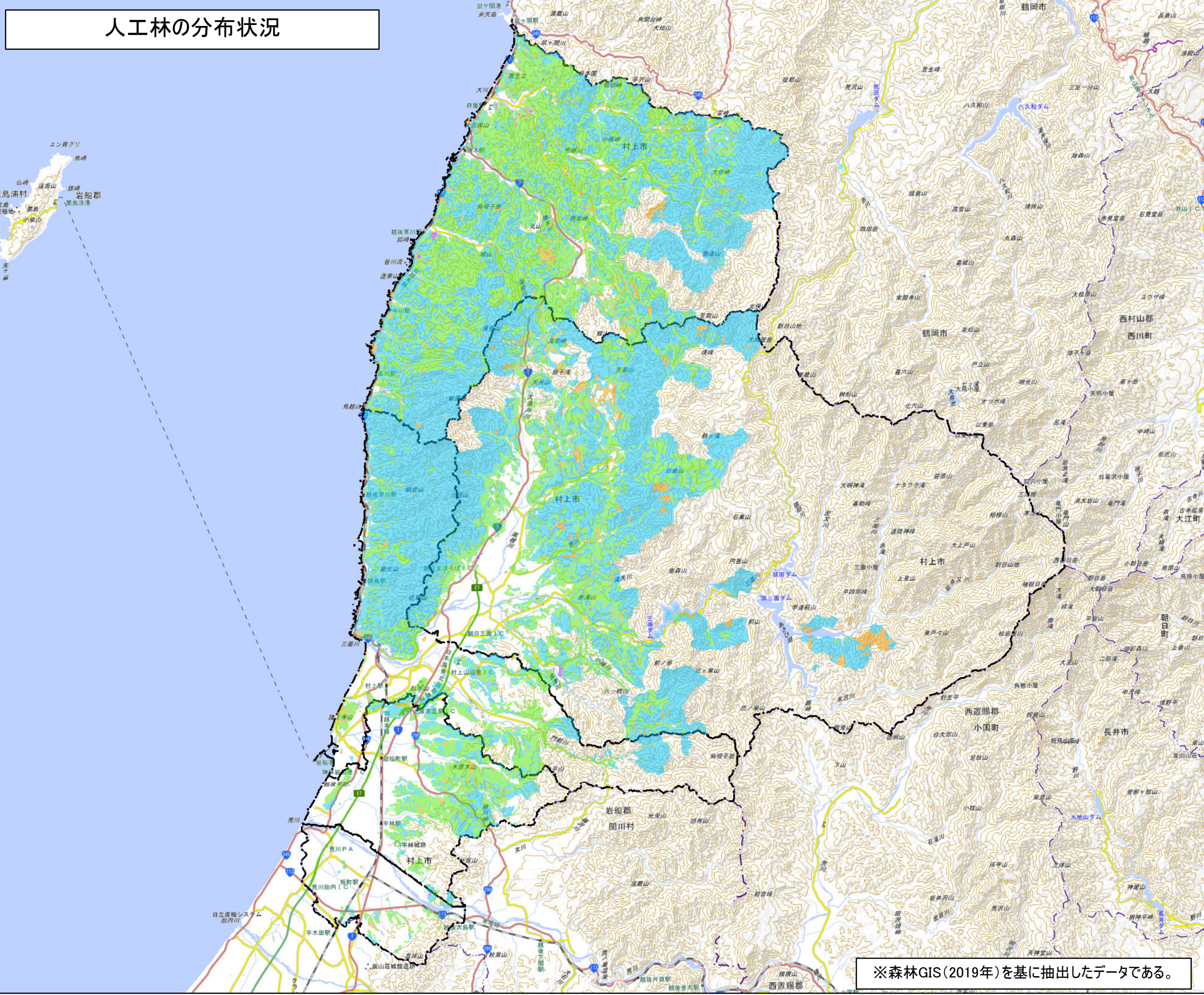
図 3-1 目標林型（天然林）への誘導イメージ

出典：広葉樹林化を安全・確実に進めるための技術体系
（国立研究開発法人森林総合研究所）より抜粋

人工林の分布状況

資料5-2

- 凡例
- 人工林
 - 天然林
 - 竹林
 - なし
 - 不明

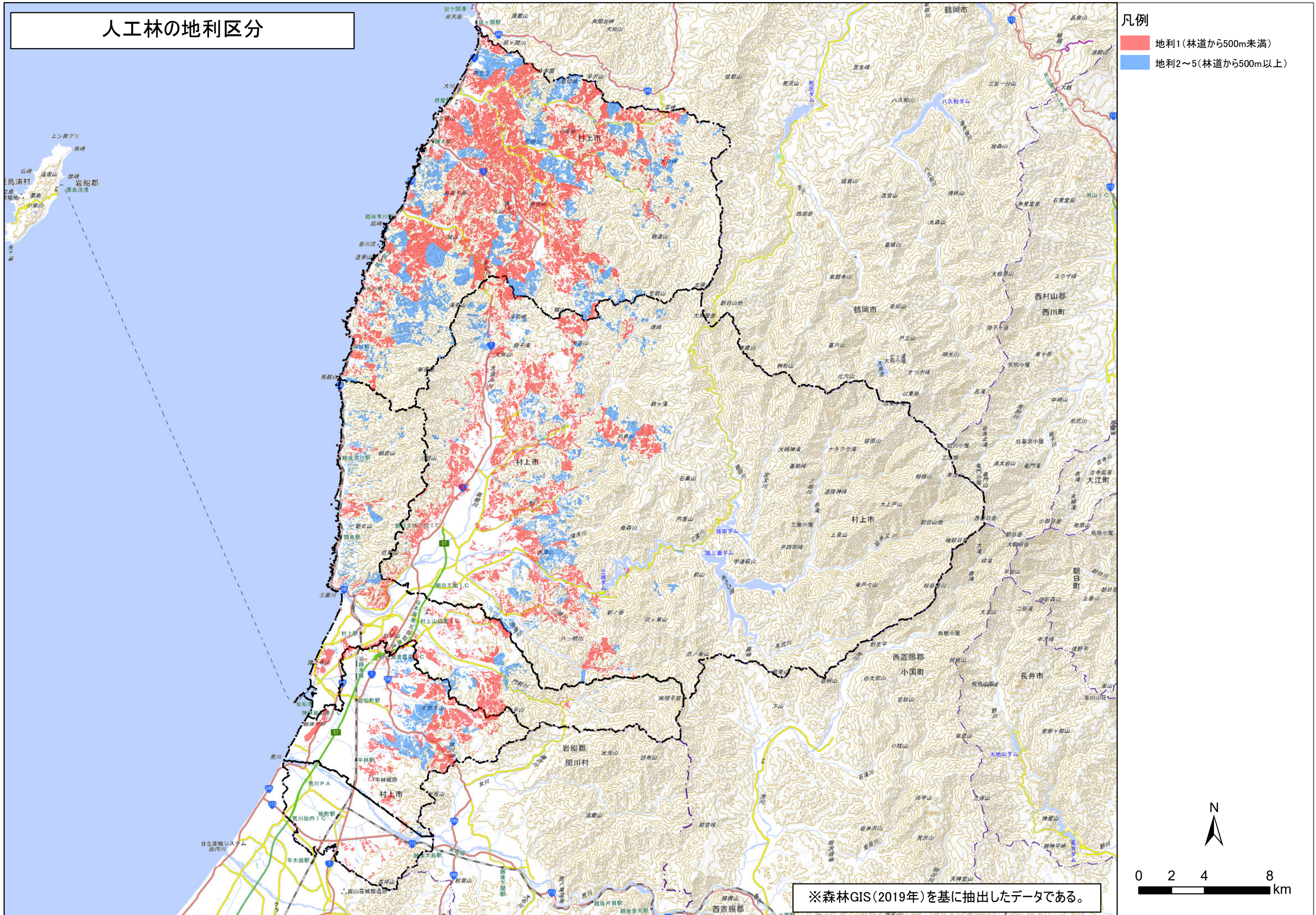


※森林GIS(2019年)を基に抽出したデータである。

人工林の地利区分

凡例

- 地利1 (林道から500m未満)
- 地利2~5 (林道から500m以上)

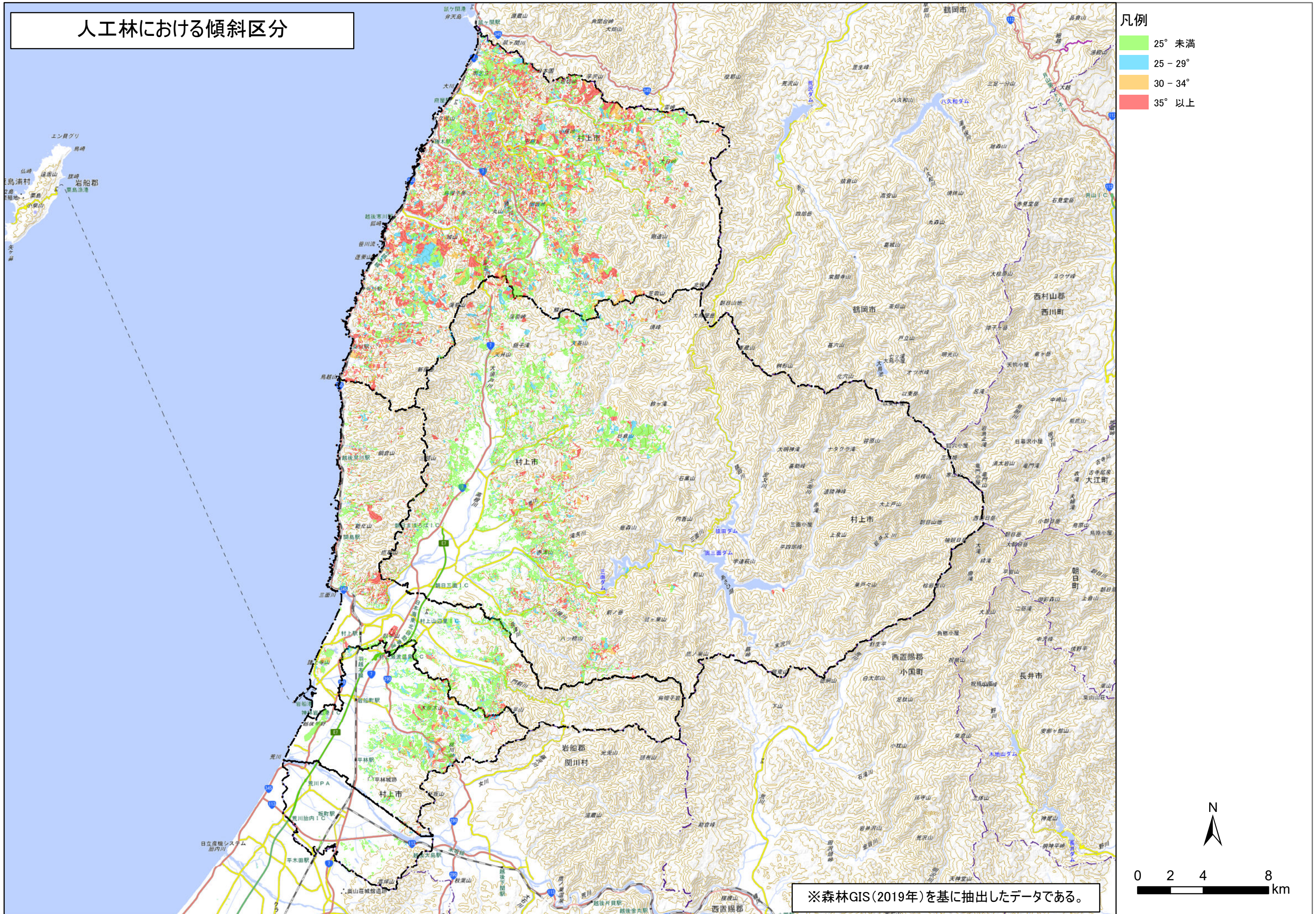


※森林GIS(2019年)を基に抽出したデータである。

人工林における傾斜区分

凡例

- 25° 未満
- 25 - 29°
- 30 - 34°
- 35° 以上

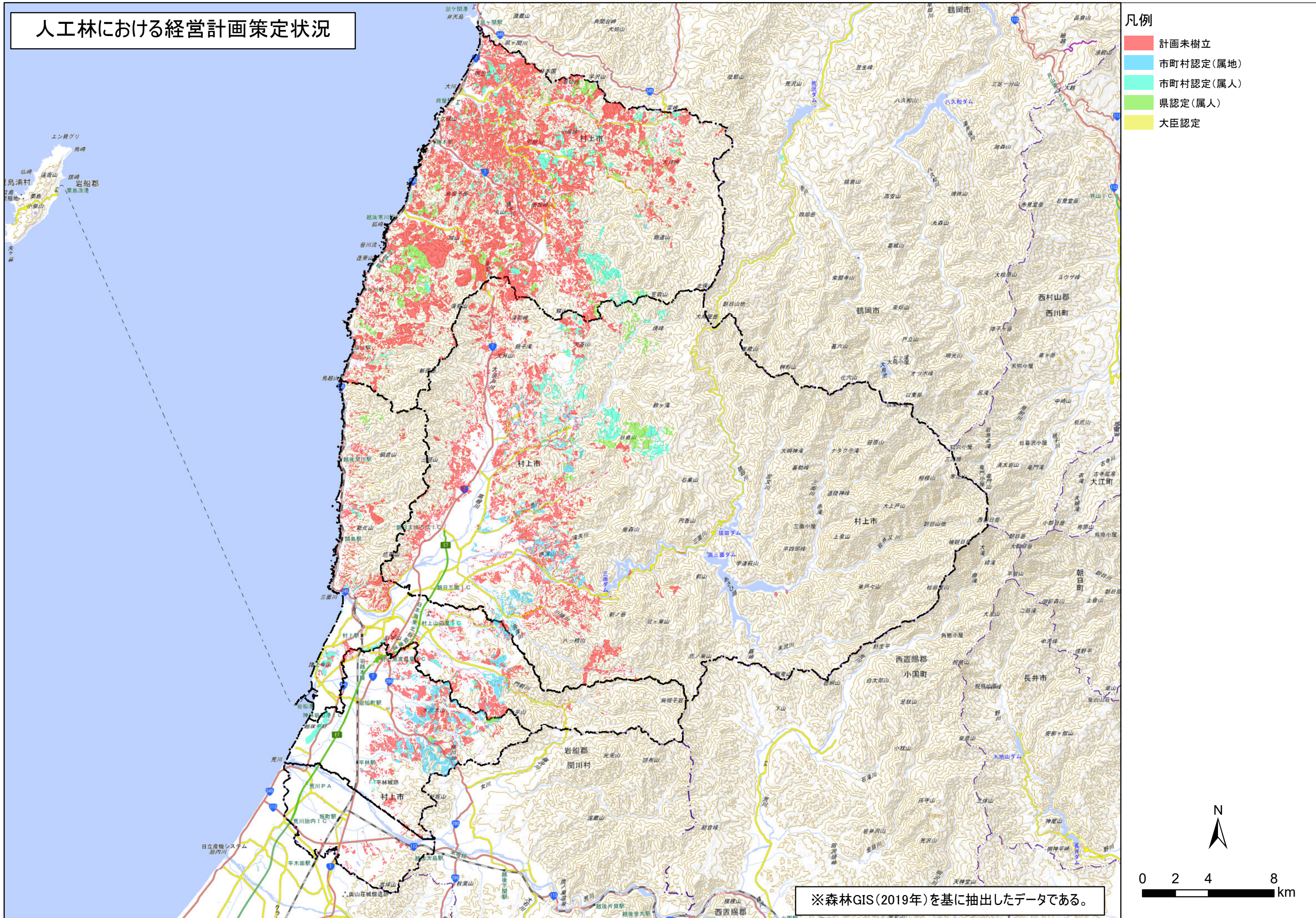


※森林GIS(2019年)を基に抽出したデータである。

人工林における経営計画策定状況

凡例

- 計画未樹立
- 市町村認定(属地)
- 市町村認定(属人)
- 県認定(属人)
- 大臣認定

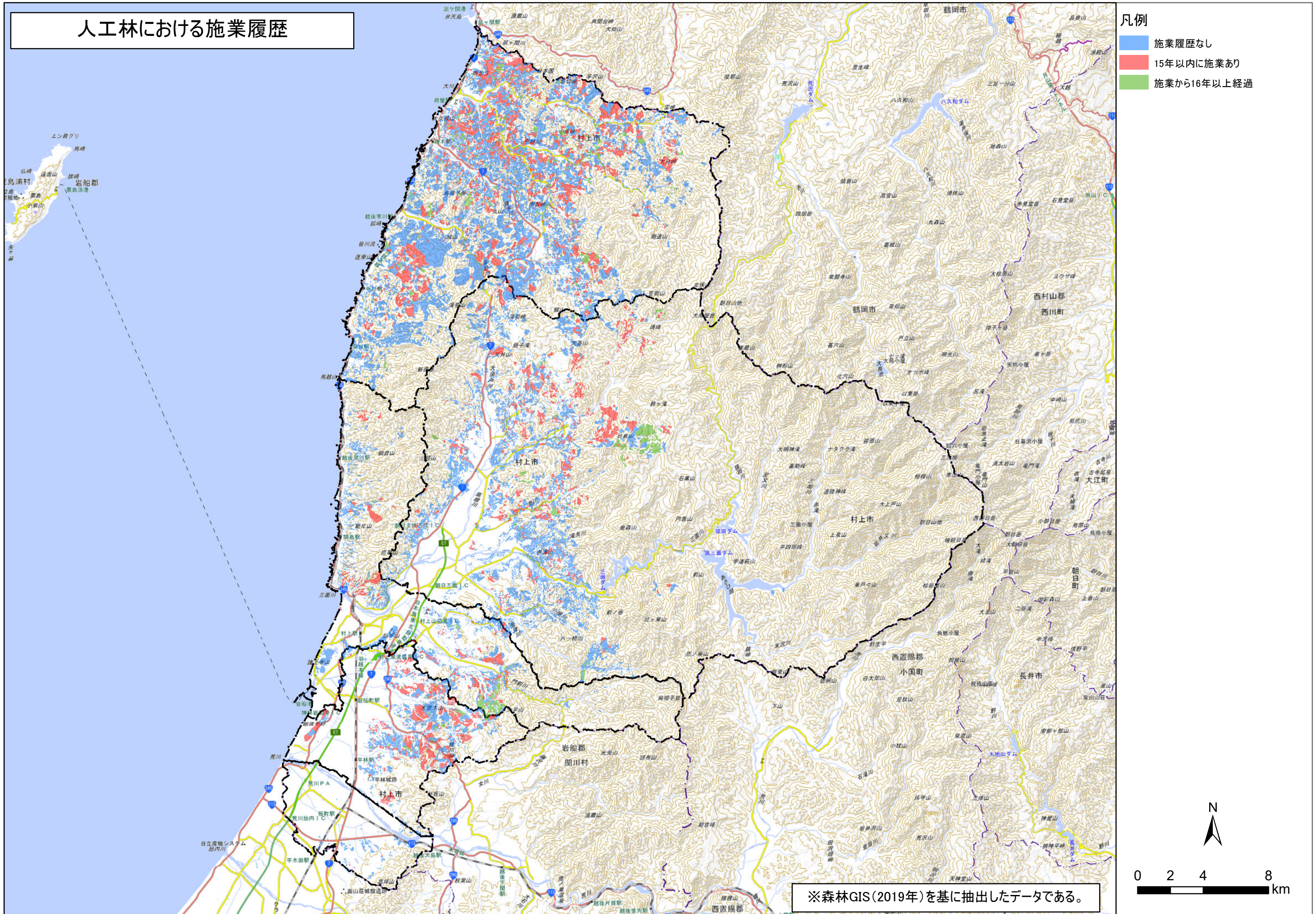


※森林GIS(2019年)を基に抽出したデータである。

人工林における施業履歴

凡例

- 施業履歴なし
- 15年以内に施業あり
- 施業から16年以上経過

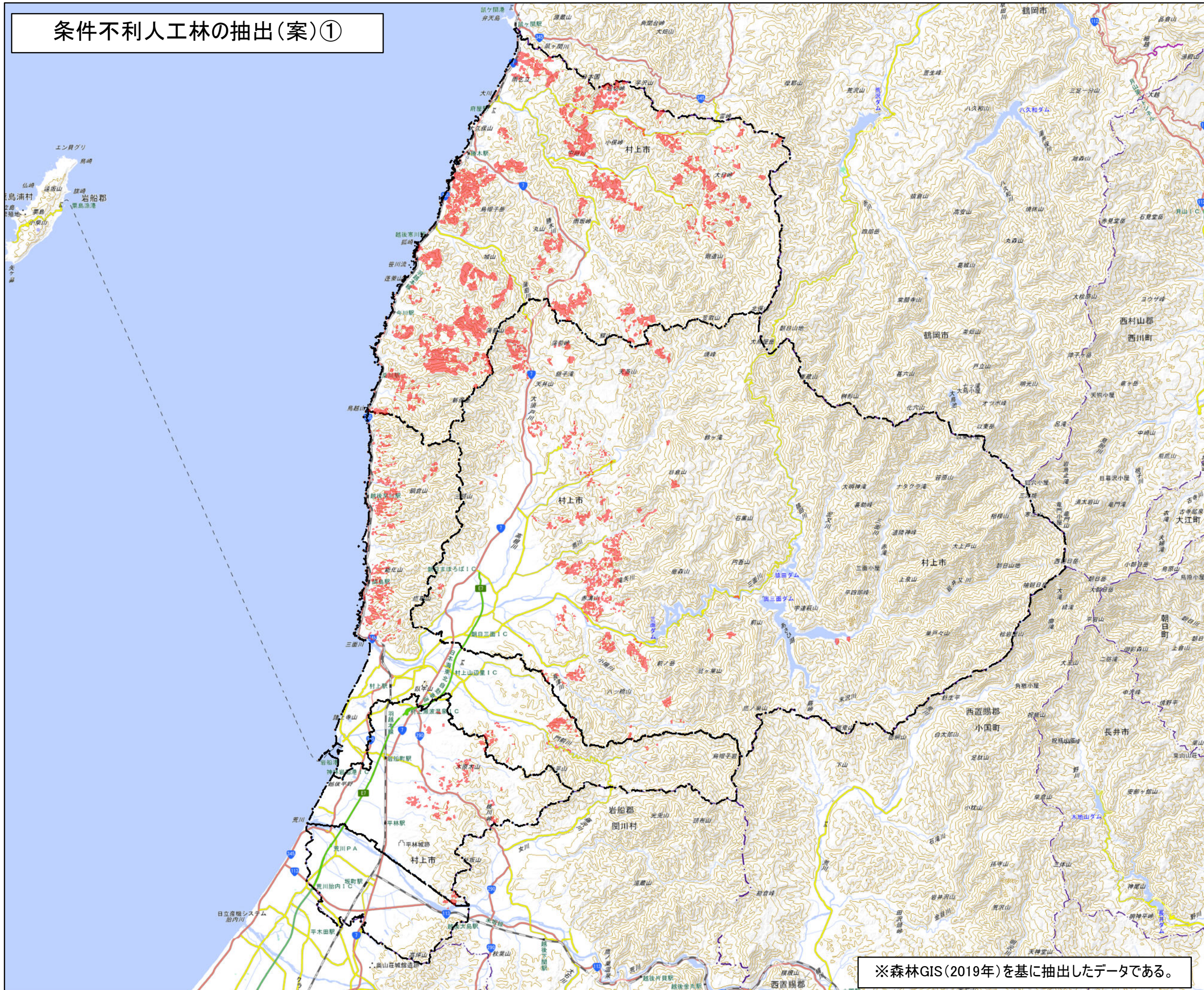


※森林GIS(2019年)を基に抽出したデータである。

条件不利人工林の抽出(案)①

凡例

条件不利人工林(傾斜25°以上)

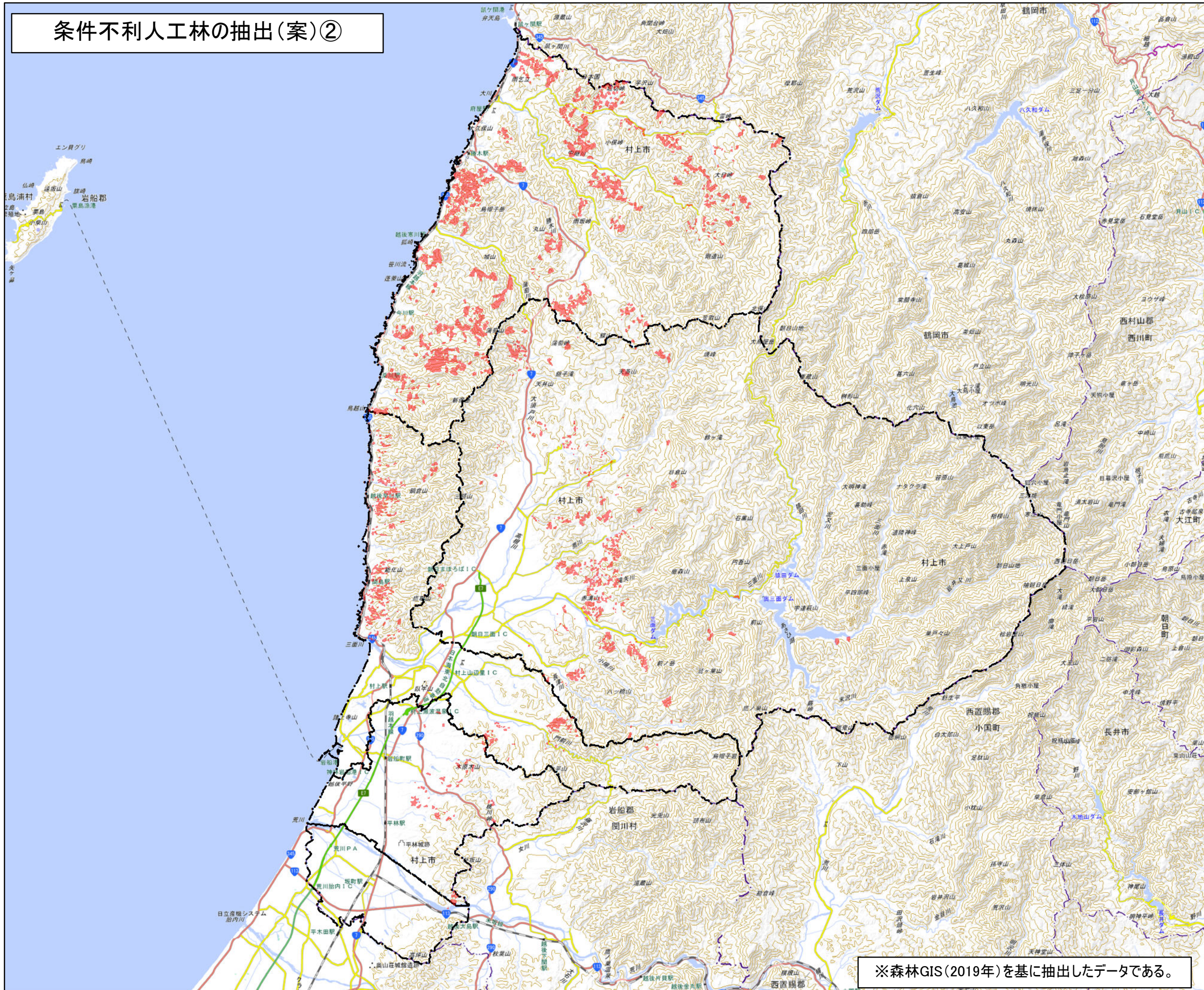


※森林GIS(2019年)を基に抽出したデータである。

条件不利人工林の抽出(案)②

凡例

条件不利人工林(傾斜30°以上)

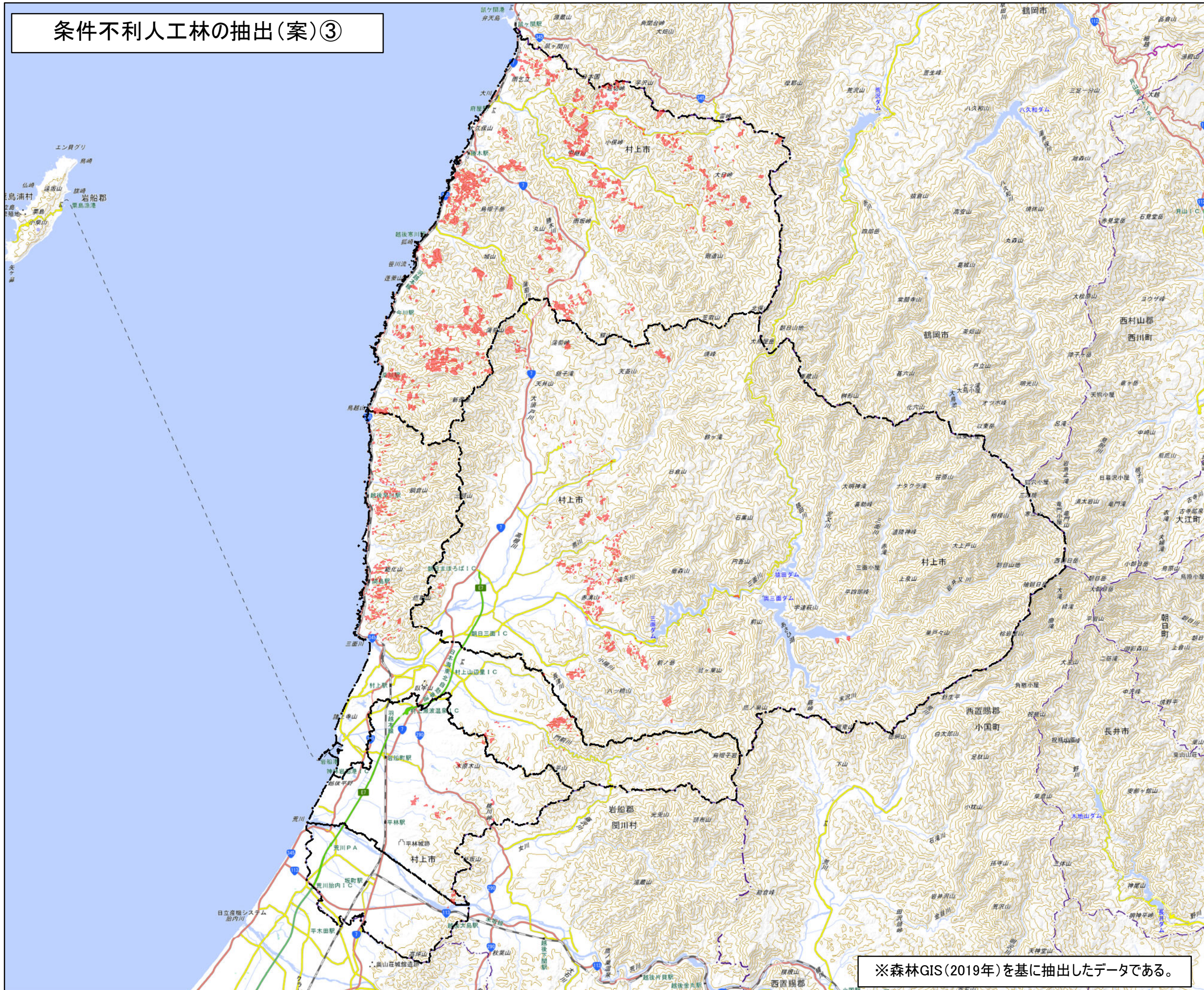


※森林GIS(2019年)を基に抽出したデータである。

条件不利人工林の抽出(案)③

凡例

条件不利人工林(傾斜35°以上)



※森林GIS(2019年)を基に抽出したデータである。

令和2年度 村上市森づくり基本計画策定委員会スケジュール

